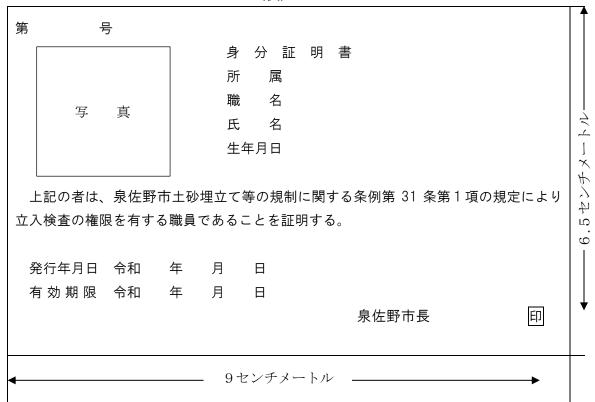
(表)



(裏)

## 泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例(抜粋)

## (立入検査)

- 第 31 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土砂埋立て等を行う者の管理事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、試験の用に供するのに必要な限度において土砂若しくは排水を無償で収去させ、又は関係人に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
  - (1)-(9) 略
  - (10) 第31条第1項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者